

## 宣誓書受領証及び宣誓書受付票について

### 1 宣誓書受領証（A4版）

別記第2号様式（第6条関係）

年 月 日

板橋区パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 氏名  
 \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

通称 通称  
 \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

年 月 日生 年 月 日生

住所 住所

板橋区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により、  
 年 月 日にパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

交付番号 第 \_\_\_\_\_ 号

板橋区長

特記事項

### 2 宣誓書受領証（携帯用カード型）※プラスチック製 縦 53.98 mm×横 85.6 mm

表

年 月 日

◆ 板橋区パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 氏名  
 \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

板橋区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により、  
 年 月 日にパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

交付番号 第 \_\_\_\_\_ 号 板橋区長

裏

※表面で通称名を記載した場合に使用

氏名 氏名  
 \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

板橋区では、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、  
 多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指し、互いを人生のパートナーである旨の  
 宣誓書を提出されたお二人にこの受領証を交付しています。（板橋区パートナーシップ  
 宣誓制度）

宣誓書の提出によって、法律上の権利・義務（相続、税金の控除等）は生じませんが、  
 宣誓者の方から、両者の関係性を説明し、理解を得ていくために提示されることがあります。  
 この受領証の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願い  
 します。また、この受領証をお持ちの方が、本制度を利用していること等については、  
 本人の同意なく口外しないようお願いします。

特記事項（区記載欄）

本受領証が失効の  
 場合弾丸処理します

### 3 宣誓書受付票（A4版）

表

裏

(表)

別記第4号様式（第6条関係）

年 月 日

板橋区パートナーシップ宣誓書受付票

板橋区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定により、次のとおり宣誓を受け付けました。  
 板橋区に転入された場合には、受付票に区内への転入を証する住民票の写しを添付して、期限までに提出してください。

受付番号	
宣誓日	年 月 日
提出期限 (受付票の有効期限)	年 月 日

宣誓者	
氏名※	氏名
通称	通称
生年月日	年 月 日生 年 月 日生
住所	〒 - 住所

※ 外国人の場合、戸籍上の氏名に準ずるもの

代筆者がいる場合

代筆者

代筆の証人

特記事項

(裏)

■この受付票の提示を受けられた方へ

板橋区では、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指し、互いを人生のパートナーである旨の宣誓書を提出されたお二人にこの受領証を交付しています。（板橋区パートナーシップ宣誓制度）

宣誓書の提出によって、法律上の権利・義務（相続、税金の控除等）は生じませんが、宣誓者の方から、両者の関係性を説明し、理解を得ていくために提示されることがあります。この受領証の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。また、この受領証をお持ちの方が、本制度を利用していること等については、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

- 「パートナーシップ」とは  
 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、**日常の生活**において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係のことをいいます。
- 「板橋区パートナーシップ宣誓書受付票」とは  
 板橋区パートナーシップ制度を利用される宣誓者の双方又はいずれか一方が区外に居住していて、板橋区に転入を予定している場合に交付しているものです。  
 転入後、この受付票に板橋区に転入したことを証明する住民票の写しを添付して提出していただくことで、板橋区パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式）及び板橋区パートナーシップ宣誓書受領証携帯用カード（別記第3号様式）が交付されます。
- 受領証及び携帯用カードの交付要件
  - 双方がともに成年に達していること。
  - 双方がともに婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
  - 双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
  - パートナーシップ関係の相手方が直系血族又は三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。
  - 双方が区内に住所を有していること。
  - 双方が要綱第8条の規定による取消を受けたことがないこと。

【問い合わせ先】  
 東京都 板橋区 総務部 男女社会参画課  
 電話：3 5 7 9 - 2 4 8 6

### 4 受領証等及び受付票の提示を受けた方へのお願い

受領証（携帯用カード型）及び受付票の裏面には、制度概要説明と併せて、以下のようなお願いを記載してあります。

板橋区では、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指し、互いを人生のパートナーである旨の宣誓書を提出されたお二人にこの受領証を交付しています。（板橋区パートナーシップ宣誓制度）

宣誓書の提出によって、法律上の権利・義務（相続、税金の控除等）は生じませんが、宣誓者の方から、両者の関係性を説明し、理解を得ていくために提示されることがあります。

この受領証の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この受領証をお持ちの方が、本制度を利用していること等については、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

※他人の性のあり方（性的指向（恋愛感情がどの性に向くか）、性自認（自分がどの性であるか）等）を第三者に勝手に伝えることを、アウトティングと言います。アウトティングを避けるためにも、受領証等や受付票の提示を受けた場合は、提示された方が「板橋区パートナーシップ宣誓制度」を利用していること等について、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。